

子どもの人権・健康・安全

(研修俯瞰図 A分野)

主題設定の理由

昭和26年5月5日に制定された児童憲章では、その前文で「われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める」とし、総則で「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境の中で育てられる」と謳っている。

これは、子ども一人一人の健全な成長の実現にとって必須な、時代を超えた普遍的原理を端的に表したものである。しかし、残念ながら制定から半世紀以上経った今でも「しつけ」と称した虐待や、自主性を尊重すると言いながらのネグレクトがあとを絶たず、また虐待やネグレクトまではいかないものの、子どもが未熟で無知であることを理由に子ども的人格を軽んじている大人が少なくないのが現状である。

このような子どもが「人として尊ばれる」「社会の一員として重んぜられる」ことが薄れていると思われる場面は、保護者と子ども、保育者と子ども、そして子ども同士のかかわりの中でも時々見受けられることがある。例えばそれは、無意識のうちに相手を見下した言葉や態度として表れていることである。

無意識のうちに表れるということは、そのような見方や考え方がすでに身に付いてしまっているか、あるいは意味もわからずに使っているかのどちらかである。大人の場合は前者であることは言うまでもないが、後者である子どもは多分に大人の影響を受け、そのような見方や考え方を身に付けていくものと考えられる。

些細な理由で人を殺めてしまう事件や、自分でいのちを絶ってしまう事件が毎日のように報道されている昨今の状況を見ると、幼児のうちから人権意識やいのちの尊さについての考え方を身に付けていくことが重要であることは明らかである。

また、「児童は、よい環境の中で育てられる」ということを「健康」と「安全」という視点から見ると、さまざまな家庭環境で育ってきた子どもたちの食が乱れていることから食育を含めた健康管理について考えていくことが必要であり、さらには防犯・防災に対する危機管理や、園庭・遊具など身近な環境の中での安全管理についても忘れてはならないことである。

そこでこれらを踏まえ、「すべての子どもの幸福をはかる」ためにはどうすればよいか、人権・健康・安全の視点から考えていきたい。(虐待やネグレクトへの対応については別の項で)

【研究の手がかり】

子どもの人権とは何か、またノーマライゼーションとは何かを知り、保護者と子ども、保育者と子ども、子ども同士のかかわりの中で、どのような場面で子どもの人権を侵害するような出来事が起きているかを考える。特に、無意識のうちに保育者自身の言葉や態度に表れている場面がないかこれまでの自分を振り返ってみる。

幼児が子ども同士のかかわりの中で人権の意識を感じるようになるためには、保育者はどのような援助やかかわりをすればよいか。

幼児がいのちの大切さや重さに気付くのはどのような場面か。また、幼児が他人を思いやり自分を大切にしようとする気持ちが芽生えるようになるためには、保育者はどのような援助やかかわりをすればよいか。

視診や触診等で幼児の健康状態を推しはかるとき、どのようなことに注意を払えばよいか、また持病やアレルギーなどのある幼児に対する配慮について考える。

日常生活の中で、健康管理・衛生管理とその指導をどのように進めていけばよいか、園医との連携の在り方もあわせて考える。

偏食や食の細かい幼児に食事の大切さや楽しさを伝えるにはどのような援助やかかわり方をすればよいか、家庭・保護者との連携も含めて考える。

園内の身近な環境（園庭・遊具・保育室等）について危険な箇所を把握し、幼児の動線、興味やあそびを考慮しながらどのように環境構成をしたらよいかを考える。

安全マニュアル、防災計画などの危機管理体制を整え、訓練を含め日頃から保育者として災害時や事件発生時に備えて気を付けておかなければならないことは何か、また幼児への指導はどうあるべきかを考える。

（分科会等テーマ群）

幼児期からの人権教育の在り方を考える

幼児の健康な心と体をはぐくむ

幼児の安全を守る保育と環境構成

保育と食育

「いのち」を学ぶ保育

各地区独自の課題